

介護医療院

契 約 書

医療法人徳洲会
石垣島徳洲会介護医療院

No.20260105

介護医療院サービス契約書

この契約書は、様（これ以降「利用者」と略します。）と石垣島徳洲会介護医療院（これ以降「事業者」と略します。）との間に介護サービスを実施するための取り決めを行うために作成します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

（1）介護医療院

第2条（契約期間）

この契約は、利用者が当事業者と契約を締結した時から効力を有します。但し、身元引受人（退所時に利用者の身元を引き受ける方）や保証人（身元引受人と連帯して責任を負う方）に変更があった場合は、新たに契約を締結することとします。

第3条（利用者負担金及びその滞納など）

この契約に関わる利用者負担金は、別紙「利用料金一覧」のとおりです。

- 利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金を2か月分以上滞納したときは、事業者は1か月以上の猶予期間を置いたうえで支払いの期限を定め、この期限までに利用者が利用者負担金を支払わない場合は、契約を解約する旨通告することができます。
- 第2項に定める通告を行った場合は、事業者は居宅介護支援事業者へその旨を連絡します。
- 事業者は、調整の努力を行い、かつ調整の期間（通告から1か月）を経過した場合、この契約を文書により解約することができることとします。

第4条（利用者負担金の納入）

前条に定める利用者負担金については、毎月10日以降に前月分の請求書を発行しますので、発行月の27日までにお支払いください。お支払方法は、金融機関口座自動引落し、窓口でのお支払いとなります。

第5条（利用者の解約権）

- 利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

2 事業者のサービスの提供にあたり、著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。

第6条 (事業者の解約権)

1 事業者は、次の場合に限り、契約を解約することができます。

- (1)利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続することが困難になった場合
- (2)第3条第3項に該当する場合
- (3)利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施区域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

(4)通告から1か月を経過した場合、この契約を文書により解約することができることとします。

2 事業者は、契約を解約する場合にあっても、その理由を文書により利用者に示すこととします。この場合、事業者は居宅介護支援事業者へその旨を連絡します。

第7条 (契約の終了)

この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

- (1)利用者から、第2条に定めるところにより契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合
- (2)第5条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- (3)第6条に定める事業者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- (4)次のいずれかに該当することにより、介護医療院サービスを提供することができなくなったとき
 - ① 利用者が介護保険施設に入所したとき
 - ② 利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護を受けることとなつたとき（ただし、居宅療養管理指導は除きます）
 - ③ 利用者が要介護認定を受けることができなかつたとき
 - ④ 利用者が死亡したとき

第8条 (損害賠償)

1 事業者は、介護医療院サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に交付し、併せて状況を十分説明致します。

第9条 (事故発生時の対応)

1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

2 事業者は、事故が発生した場合は、その原因を解明し再発を防ぐ為の対策を講じます。

3 事業者は、利用者に対し第8条第1項に定める損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償します。

第10条（苦情対応）

事業者は、提供されたサービスについて利用者からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

- 2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業者は一切、不利益な扱いを致しません。
- 3 事業者の苦情相談窓口は、重要事項説明書のとおりです。
- 4 事業者は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。
 - (1) 利用者や、従業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。
 - (2) 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行ないます。
 - (3) 利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。
尚、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。
- 5 事業者は、必要に応じて市町村又は、沖縄県国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

第11条（サービスの提供の記録など）

事業者は、サービスの提供の記録などをその完結の日から、少なくとも5年間は適正保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいは、その複写を交付します。

2 事業者は、第7条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービス提供の記録などの写しを交付するものとします。

第12条（守秘義務）

事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者に漏らしません。

- 2 前項の規定にかかわらず目的外の利用をしないことを条件に、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設等に対し、情報提供できるものとします。

第13条（身体拘束）

施設サービスの提供にあたり、利用者自身又は他の利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束やその他利用者の行動を制限しません。

第14条（契約外条項）

介護保険法及びそのほかの関係する法令する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。